

参 考

※ 表中の「<」は「未満」を意味し、例えば「<0.01」とは「0.01未満」のこと。

1 水質測定地点一覧表

ア 河川

水系名	河川名	水域名	類型	No.	測定地点名	地点統一コード	調査担当機	分析機関	
信濃川	信濃川	信濃川中流	A	1	本川県境	15-001-51	新潟県	(一財)上越環境科学センター	
	"	"	A	②	十日町橋	15-001-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所	
	"	"	A	③	魚沼橋	15-001-02	"	"	
	"	"	A	4	旭橋	15-001-52	"	"	
	"	"	A	⑤	長生橋	15-001-03	"	"	
	"	"	A	6	与板橋	15-001-53	"	"	
	"	"	A	7	瑞雲橋	15-001-54	"	"	
	"	"	A	⑧	庄瀬橋	15-001-04	"	"	
	"	信濃川下流	A	⑨	平成大橋	15-002-01	"	"	
	"	"	A	10	萬代橋	15-002-51	"	"	
	"	"	A	11	信濃川河口	15-002-52	"	"	
	"	中津川	中津川上流	AA	⑫	清水川原橋	15-003-01	新潟県	(一財)上越環境科学センター
	"	"	中津川下流	A	⑬	中津川橋	15-004-01	"	"
	"	清津川	清津川	AA	⑭*	清津川発電所	15-005-01	"	南魚沼環境センター
	"	"	"	AA	⑮	清津大橋	15-006-01	"	(一財)上越環境科学センター
	"	魚野川	魚野川上流	AA	⑯	東橋	15-007-01	"	南魚沼環境センター
	"	"	魚野川下流	A	17	坂戸橋	15-008-55	"	"
	"	"	"	A	⑱	小出橋	15-008-02	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	"	"	"	A	19	川口橋	15-008-52	"	"
	"	三国川	三国川	A	⑳	三国川橋	15-073-01	新潟県	南魚沼環境センター
	"	宇田沢川	宇田沢川	A	㉑	宇田沢橋	15-074-01	"	"
	"	佐梨川	佐梨川上流	A	㉒	小平沢橋上流	15-075-01	"	"
	"	"	佐梨川下流	A	㉓	佐梨川橋	15-076-01	"	"
	"	破間川	破間川	A	㉔	四日町橋	15-077-01	"	"
	"	洪海川	洪海川	A	25	三桶橋	15-009-51	長岡市	(一財)新潟県環境衛生研究所
	"	"	"	A	⑳	飯塚橋	15-009-01	"	"
	"	黒川	黒川	B	27	黒川橋	15-084-52	"	"
	"	"	"	B	㉘	星殿橋	15-084-01	"	"
	"	猿橋川	猿橋川上流	A	㉙	霞橋上流	15-078-01	"	"
	"	"	猿橋川下流	B	㉚	宮村橋	15-079-02	"	"
	"	刈谷田川	刈谷田川	A	31	明戸橋	15-010-54	"	"
	"	"	"	A	32	重遠橋	15-010-55	新潟県	長岡環境センター
	"	"	"	A	㉛	中西橋	15-010-01	"	"
	"	五十嵐川	五十嵐川	A	㉜*	上水道取水点上流	15-011-01	"	三条環境センター
	"	"	"	A	㉝	嵐川橋	15-012-01	"	"
	"	加茂川	加茂川上流	A	㉞	八幡橋	15-082-01	"	"
	"	"	加茂川下流	B	㉟	保明大橋	15-083-01	"	"
	"	能代川	能代川	B	㊱	結地先(大島橋)	15-013-01	新潟市	新潟市衛生環境研究所
	"	小阿賀野川	小阿賀野川	A	㊲	新瀬橋	15-014-02	"	"
	"	中ノ口川	中ノ口川	A	40	両郡橋	15-015-51	"	"
	"	"	"	A	㊳	西信濃川大橋	15-015-01	"	"
	"	西川	西川上流	A	42	太田橋	15-016-51	新潟県	三条環境センター
	"	"	西川上流	A	㊴	西川橋	15-016-01	新潟市	新潟市衛生環境研究所
	"	"	西川下流	B	㊵	亀貝橋	15-017-01	"	"
	"	"	"	B	45	波切橋	15-017-51	"	"
	"	通船川	通船川	D	46	木戸開門(薬師橋)	15-020-51	"	"
	"	"	"	D	47	開門東	15-020-52	"	"
	"	"	"	D	㊶	山ノ下橋	15-020-01	"	"

水系名	河川名	水域名	類型	No.	測定地点名	地点統一コード	調査担当機関	分析機関
信濃川	栗ノ木川	栗ノ木川上流	C	49	二本木地先	15-018-51	新潟市	新潟市衛生環境研究所
	"	"	C	50	石山橋	15-018-01	"	"
	"	栗ノ木川下流	E	51	両新橋	15-019-01	"	"
	"	"	E	52	開門西(管理橋)	15-019-51	"	"
	放水路 関屋分水路	放水路 関屋分水路	A	53	渡部橋	15-022-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所
阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川(4)	A	1	水沢地先(平瀬橋)	15-031-51	新潟県	株式会社 N S S
	"	"	A	2	麒麟橋	15-031-01	"	"
	"	"	A	3	馬下橋	15-031-52	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	"	"	A	4	横雲橋	15-031-02	"	"
	"	"	A	5	松浜橋	15-031-53	"	"
	常浪川	常浪川	AA	6	城山橋	15-032-01	新潟県	株式会社 N S S
	新谷川	新谷川	AA	7	寿橋	15-033-01	"	"
	都辺田川	都辺田川	A	8	南郷大橋(管理橋)	15-034-01	"	新発田環境センター
	早出川	早出川	AA	9	羽下大橋	15-035-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	安野川	安野川	A	10	法柳橋	15-036-01	新潟県	新発田環境センター
	福島潟	福島潟	B	11	潟口橋	15-037-01	新潟市	新潟市衛生環境研究所
	新井郷川	新井郷川上流	B	12*	豊新橋	15-038-01	"	"
	"	"	B	13	名目所橋上流	15-039-01	"	"
	"	新井郷川下流	C	14	大正橋	15-069-01	"	"
	"	"	C	15	新井郷川河口	15-069-51	"	"
	新発田川	新発田川	C	16	東港新橋	15-040-01	新潟県	新発田環境センター
関川	関川	関川上流	AA	1	一之橋上流	15-025-01	新潟県	上越環境センター
	"	関川中流	A	2	泉橋	15-026-01	"	"
	"	関川下流	A	3	広島橋	15-027-51	"	"
	"	"	A	4	稲田橋	15-027-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	"	"	A	5	春日山橋	15-027-52	"	"
	"	"	A	6	直江津橋	15-027-02	"	"
	渋江川	渋江川上流	AA	7	川倉地先	15-060-01	上越市	(一財)上越環境科学センター
	"	渋江川下流	B	8	渋江川橋	15-061-52	新潟県	上越環境センター
	"	渋江川下流	B	9	中川新道橋	15-061-02	"	"
	矢代川	矢代川上流	AA	10	瀬渡橋上流	15-062-01	上越市	(一財)上越環境科学センター
	"	矢代川下流	A	11	新箱井橋	15-063-01	"	"
	保倉川	保倉川上流	A	12*	保倉川橋上流	15-028-01	"	"
	"	"	A	13	吉野橋	15-029-01	"	"
	"	"	A	14	三分一橋	15-029-51	"	"
	"	保倉川下流	B	15	古城橋	15-030-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	飯田川	飯田川上流	A	16	川浦橋上流	15-064-01	上越市	(一財)上越環境科学センター
	"	飯田川下流	A	17	千福橋	15-065-01	"	"
	青田川放水路	-	-	18	丸山橋	15-207-51	"	"
大川	大川	A	1	大川橋	15-080-01	新潟県	(一財)下越総合健康開発センター	
三面川	三面川	三面川	A	1*	布部橋	15-066-51	新潟県	(一財)下越総合健康開発センター
	"	"	A	2	瀬波橋	15-066-01	"	"
	高根川	高根川	A	3	昭和橋	15-067-01	"	"
	大竜寺川	-	-	4	排水機場下流	15-202-01	"	"
荒川	荒川	荒川中流	AA	1	八ツ口橋	15-044-51	新潟県	新発田環境センター
	"	"	AA	2	温泉橋	15-044-52	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	"	"	AA	3	荒川取水堰	15-044-01	"	"
	"	"	AA	4	荒川橋	15-044-53	"	"
	"	荒川下流	AA	5	旭橋下流	15-045-01	"	"

水系名	河川名	水域名	類型	No.	測定地点名	地点統一コード	調査担当機関	分析機関
胎内川	胎内川	胎内川上流	AA	①	胎内川橋	15-041-01	新潟県	新発田環境センター
	"	"	AA	②*	高野橋上流	15-042-01	"	"
	"	胎内川下流	A	3	新胎内橋	15-043-52	"	"
	"	"	A	④	胎内大橋	15-043-02	"	"
落堀川	落堀川	落堀川	B	①	藤村橋	15-071-01	新潟県	新発田環境センター
加治川	加治川	加治川	A	1	加治川第一頭首工	15-070-51	新潟県	新発田環境センター
	"	"	A	②	次第浜橋	15-070-01	"	"
新川	大通川	大通川	C	1	桜田橋	15-023-51	新潟県	三条環境センター
	"	"	C	②	大通橋	15-023-01	新潟市	新潟市衛生環境研究所
	新川	新川	C	③	楨尾大橋	15-024-01	"	"
	"	"	C	4	往来橋	15-024-51	"	"
新島崎川	新島崎川水域	B	①	初君橋	15-051-01	長岡市	(一財)新潟県環境衛生研究所	
郷本川	郷本川水域	B	①	郷本志戸橋上流 (本橋上流)	15-052-01	長岡市	(一財)新潟県環境衛生研究所	
島崎川	島崎川水域	C	①	避(宿)橋上流 (溢宿屋橋)	15-053-01	長岡市	(一財)新潟県環境衛生研究所	
鯖石川	鯖石川	鯖石川	A	①*	山根橋	15-046-01	新潟県	長岡環境センター
	"	"	A	②*	天保橋	15-047-01	"	"
	"	"	A	③	安政橋	15-048-01	"	"
鶴川	鶴川	鶴川	A	①*	野田大橋	15-049-01	新潟県	長岡環境センター
	"	"	A	②	八坂橋	15-050-01	"	"
柿崎川	柿崎川	柿崎川	A	①*	黒川橋	15-054-01	上越市	(一財)上越環境科学センター
	"	"	A	②	柿崎橋	15-055-01	"	"
	吉川	吉川	B	③	下條橋	15-056-02	"	"
名立川	名立川	名立川	A	①	名立橋	15-085-01	上越市	(一財)上越環境科学センター
能生川	能生川	能生川	A	①	鱗崎橋	15-057-01	新潟県	上越環境センター
早川	早川	早川	A	①	早川橋	15-058-01	新潟県	上越環境センター
青海川	青海川	青海川	C	①	市道青海川橋	15-072-02	新潟県	上越環境センター
姫川	姫川	姫川	AA	①	山本地先	15-059-01	北陸地方整備局	北陸技術事務所
	"	"	AA	2	姫川大橋	15-059-51	"	"
国府川	国府川	国府川	B	1	皆川大橋	15-068-51	新潟県	佐渡環境センター
	"	"	B	②	国府橋	15-068-01	"	"

イ 湖 沼

水	域	名	類型	No.	測定地点名	地点統一コード	調査担当機関	分析機関
鳥屋野	潟	鳥屋野	B	①	弁天橋	15-501-01	新潟市	新潟市環境衛生研究所
			B	2	鳥屋野潟出口 (親松側)	15-501-51	"	"
奥只見貯水池	池	奥只見貯水池	A	①	No.2	15-502-01	新潟県	南魚沼環境センター
			A	2	No.4	15-502-53	"	"

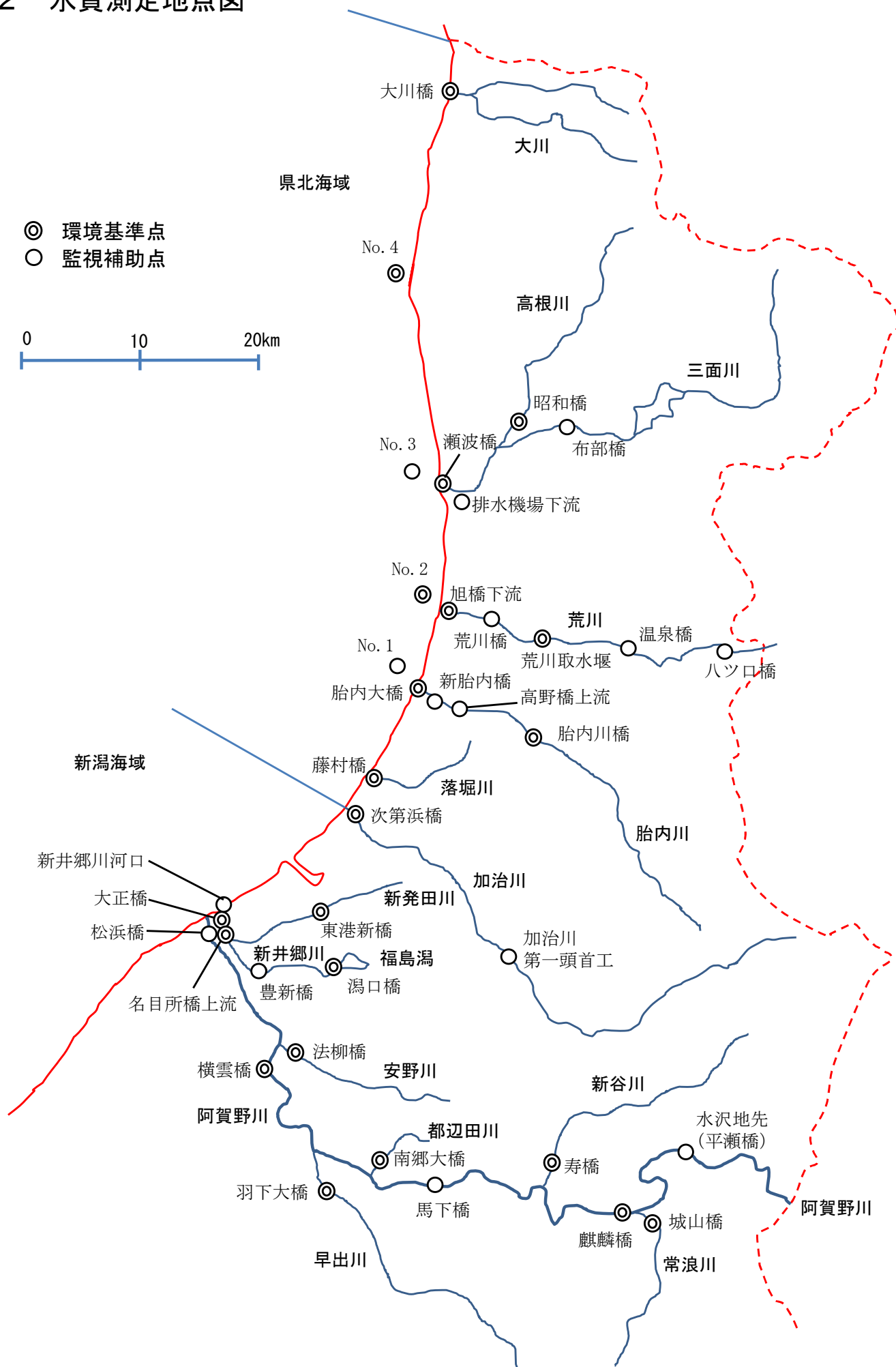
ウ 海 域

水 域 名	類型	No.	測 定 地点名	緯 度 ・ 経 度 (世界測地系)	地 点 統 一 コ ー ド	調 査 担 当 機 関	分 析 機 関
新 潟 海 域 (甲 水 域)	A	①	No.1	N 37° 55' 35" E 139° 00' 33"	15-601-01	新潟市	新 潟 市 衛 生 環 境 研 究 所
(")	A	②	No.3	N 37° 57' 51" E 139° 03' 34"	15-601-02	"	"
(乙 水 域)	A	③	No.4	N 37° 58' 43" E 139° 04' 24"	15-602-01	"	"
(")	A	④	No.6	N 37° 59' 05" E 139° 08' 16"	15-602-02	"	"
(丙 水 域)	B	⑤	No.7	N 37° 57' 29" E 139° 04' 48"	15-603-01	"	"
(甲 水 域)	A	6	No.10	N 37° 58' 56" E 139° 10' 42"	15-601-53	"	"
(")	A	⑦	No.11	N 37° 59' 47" E 139° 11' 34"	15-601-03	新潟県	新 発 田 環 境 セ ン タ ー
(")	A	⑧	No.13	N 38° 02' 03" E 139° 14' 36"	15-601-04	"	"
(")	A	9	No.14	N 38° 00' 51" E 139° 14' 16"	15-601-55	"	"
(新 潟 東 港)	B	⑩	No.15	N 38° 00' 00" E 139° 13' 27"	15-613-01	"	"
(")	B	11	No.16	N 37° 59' 03" E 139° 13' 33"	15-613-51	"	"
弥彦・米山地先海域 (弥 彦 地 先)	A	1	No.1	N 37° 53' 29" E 138° 56' 00"	15-608-51	新潟市	新 潟 市 衛 生 環 境 研 究 所
(")	A	②	No.2	N 37° 51' 04" E 138° 52' 12"	15-608-01	"	"
(")	A	3	No.3	N 37° 46' 01" E 138° 47' 57"	15-608-52	"	"
(")	A	④	No.4	N 37° 41' 24" E 138° 45' 49"	15-608-02	長岡市	(一 財) 新 潟 県 環 境 衛 生 研 究 所
(")	A	5	No.6	N 37° 35' 01" E 138° 43' 07"	15-608-54	"	"
(米 山 地 先)	A	⑥	No.7	N 37° 30' 08" E 138° 37' 51"	15-609-01	新潟県	長 岡 環 境 セ ン タ ー
(")	A	7	No.8	N 37° 24' 09" E 138° 33' 44"	15-609-51	"	"
(")	A	⑧	No.10	N 37° 20' 50" E 138° 28' 29"	15-609-02	"	"
直 江 津 海 域	A	1	No.17	N 37° 10' 46" E 138° 12' 44"	15-604-51	上越市	(一 財) 上 越 環 境 科 学 セ ン タ ー
"	A	②	No.20	N 37° 11' 49" E 138° 13' 55"	15-604-01	"	"
"	A	3	No.22	N 37° 11' 07" E 138° 14' 56"	15-604-54	"	"
"	A	④	No.23	N 37° 12' 27" E 138° 15' 32"	15-604-02	"	"
"	A	⑤	No.24	N 37° 13' 04" E 138° 16' 49"	15-604-03	"	"
西 頸 城 地 先 海 域	A	①	No.1	N 37° 10' 46" E 138° 05' 49"	15-610-01	上越市	(一 財) 上 越 環 境 科 学 セ ン タ ー
"	A	2	No.2	N 37° 06' 45" E 137° 59' 13"	15-610-51	新潟県	上 越 環 境 セ ン タ ー
"	A	③	No.3	N 37° 04' 19" E 137° 55' 03"	15-610-02	"	"
"	A	4	No.4	N 37° 02' 54" E 137° 50' 13"	15-610-52	"	"
"	A	5	No.5	N 37° 01' 59" E 137° 48' 11"	15-610-53	"	"
"	A	⑥	No.6	N 37° 00' 25" E 137° 43' 43"	15-610-03	"	"

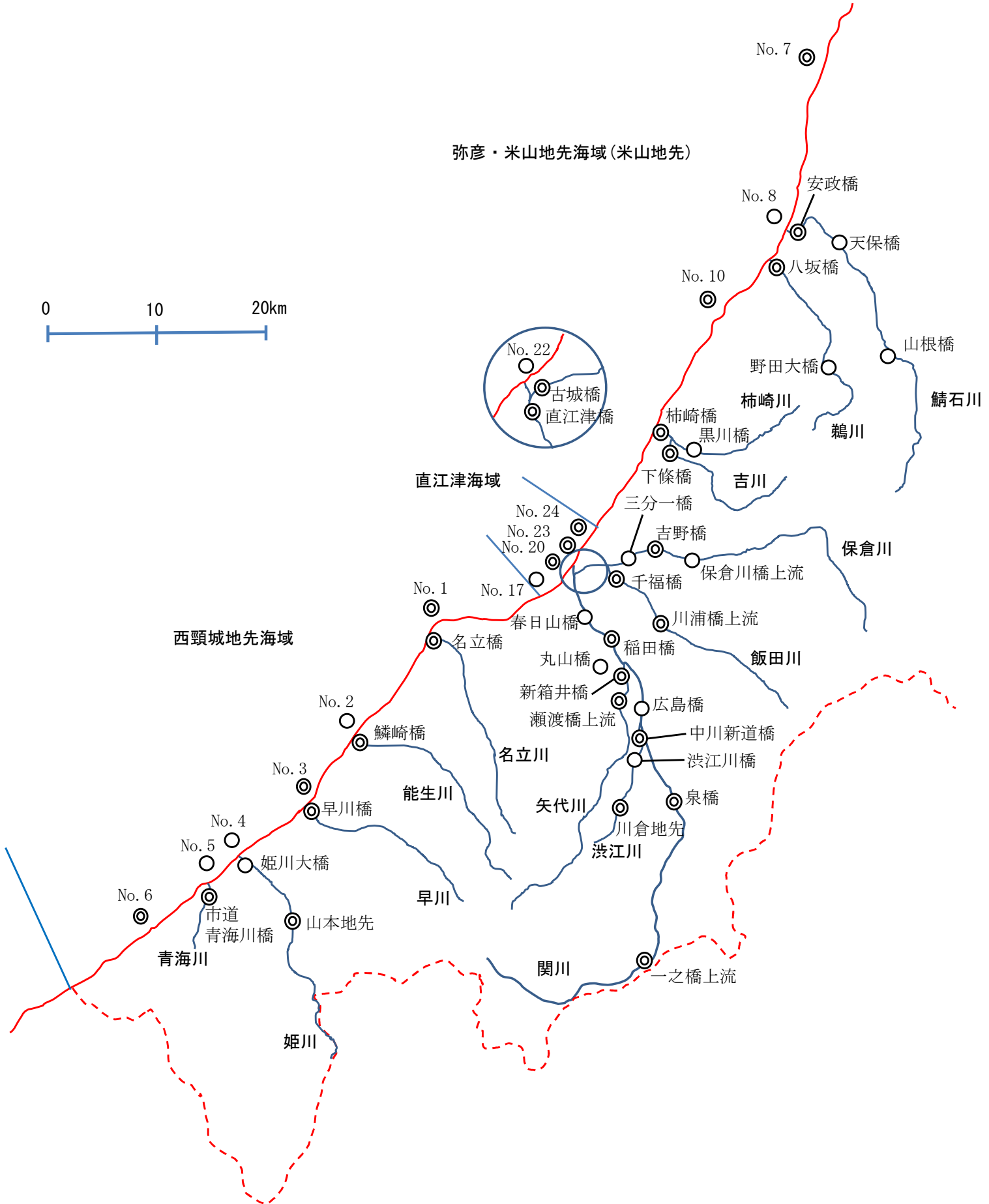
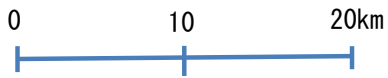
水域名	類型	No.	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	地点統一 コード	調査担当 機関	分析機関
両津湾 (甲水域)	A	①	No.1	N 38° 06' 05" E 138° 26' 36"	15-605-01	新潟県	佐渡環境センター
(")	A	②	No.2	N 38° 05' 00" E 138° 26' 47"	15-605-02	"	"
(")	A	③	No.3	N 38° 04' 20" E 138° 28' 13"	15-605-03	"	"
(乙水域)	B	④	No.4	N 38° 04' 59" E 138° 26' 18"	15-611-01	"	"
(丙水域)	B	5	No.5	N 38° 04' 43" E 138° 25' 49"	15-612-51	"	"
(")	B	⑥	No.6	N 38° 04' 16" E 138° 26' 20"	15-612-01	"	"
(")	B	⑦	No.7	N 38° 03' 39" E 138° 26' 13"	15-612-02	"	"
(")	B	8	No.8	N 38° 03' 04" E 138° 26' 25"	15-612-52	"	"
真野湾	A	①	No.1	N 38° 00' 04" E 138° 16' 50"	15-606-01	新潟県	佐渡環境センター
"	A	②	No.2	N 37° 58' 16" E 138° 17' 36"	15-606-02	"	"
"	A	③	No.3	N 37° 58' 35" E 138° 19' 40"	15-606-03	"	"
"	A	4	No.4	N 37° 59' 40" E 138° 18' 40"	15-606-51	"	"
小木港	A	①	No.1	N 37° 48' 48" E 138° 16' 24"	15-607-01	新潟県	佐渡環境センター
"	A	②	No.2	N 37° 48' 29" E 138° 17' 13"	15-607-02	"	"
県北海域	A	1	No.1	N 38° 06' 45" E 139° 21' 18"	15-614-51	新潟県	新発田環境センター
"	A	②	No.2	N 38° 09' 55" E 139° 23' 18"	15-614-01	"	"
"	A	3	No.3	N 38° 15' 15" E 139° 25' 33"	15-614-52	"	"
"	A	④	No.4	N 38° 21' 38" E 139° 26' 17"	15-614-02	"	"

注) 1 調査地点のNo.の○は環境基準点である(※は、水生生物保全項目の環境基準点)。
2 分析項目によっては他の分析機関で分析している場合がある。

2 水質測定地点図



弥彦・米山地先海域(米山地先)



西頸城地先海域

直江津海域

鯖石川

鷺川

柿崎川

吉川

保倉川

飯田川

名立川

能生川

早川

矢代川

関川

青海川

姫川

川倉地先

渋江川

一之橋上流

千福橋

春日山橋

丸山橋

新箱井橋

瀬渡橋上流

広島橋

中川新道橋

渋江川橋

泉橋

川浦橋上流

稲田橋

名立橋

春日山橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

千福橋

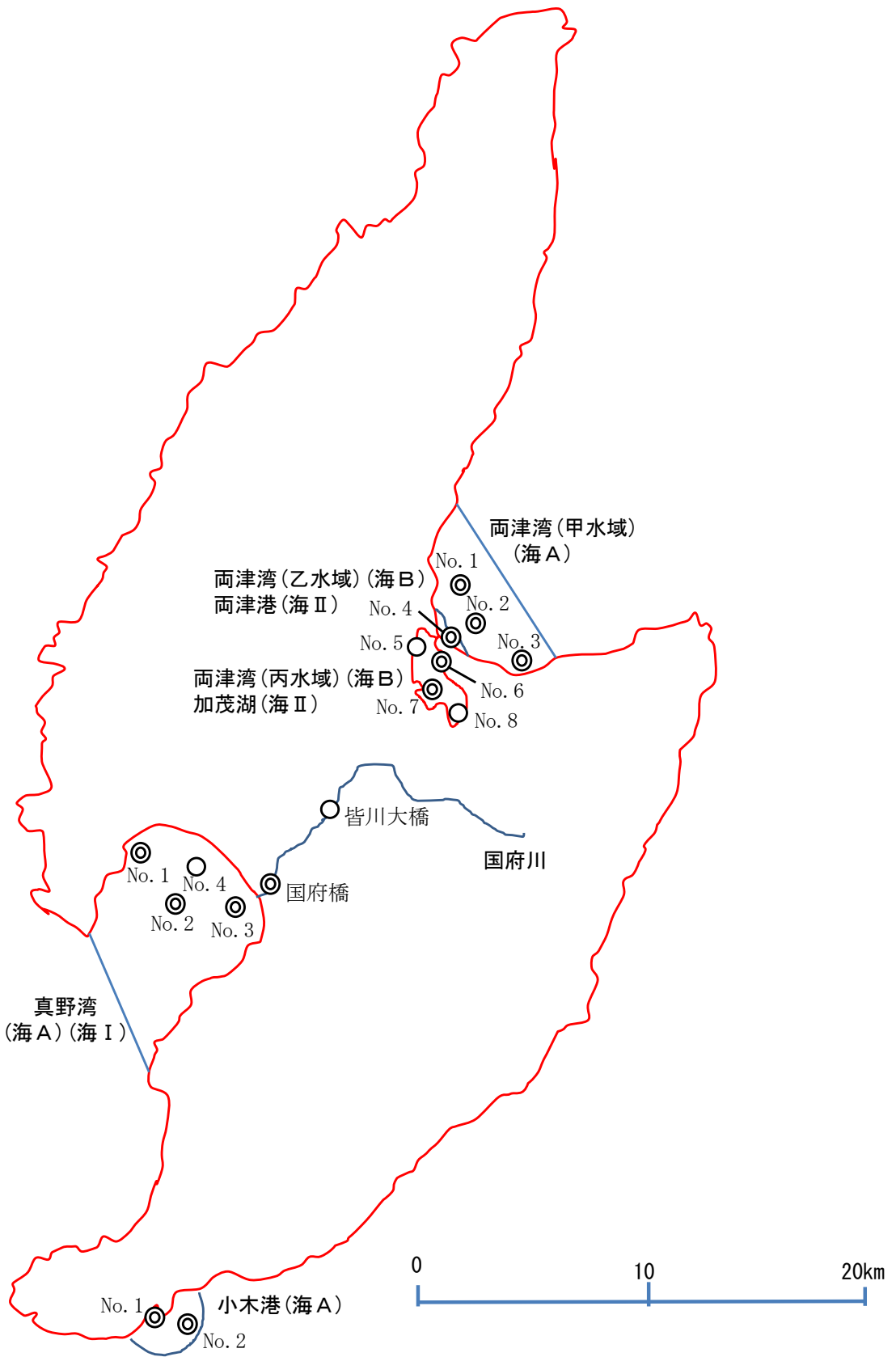
千福橋

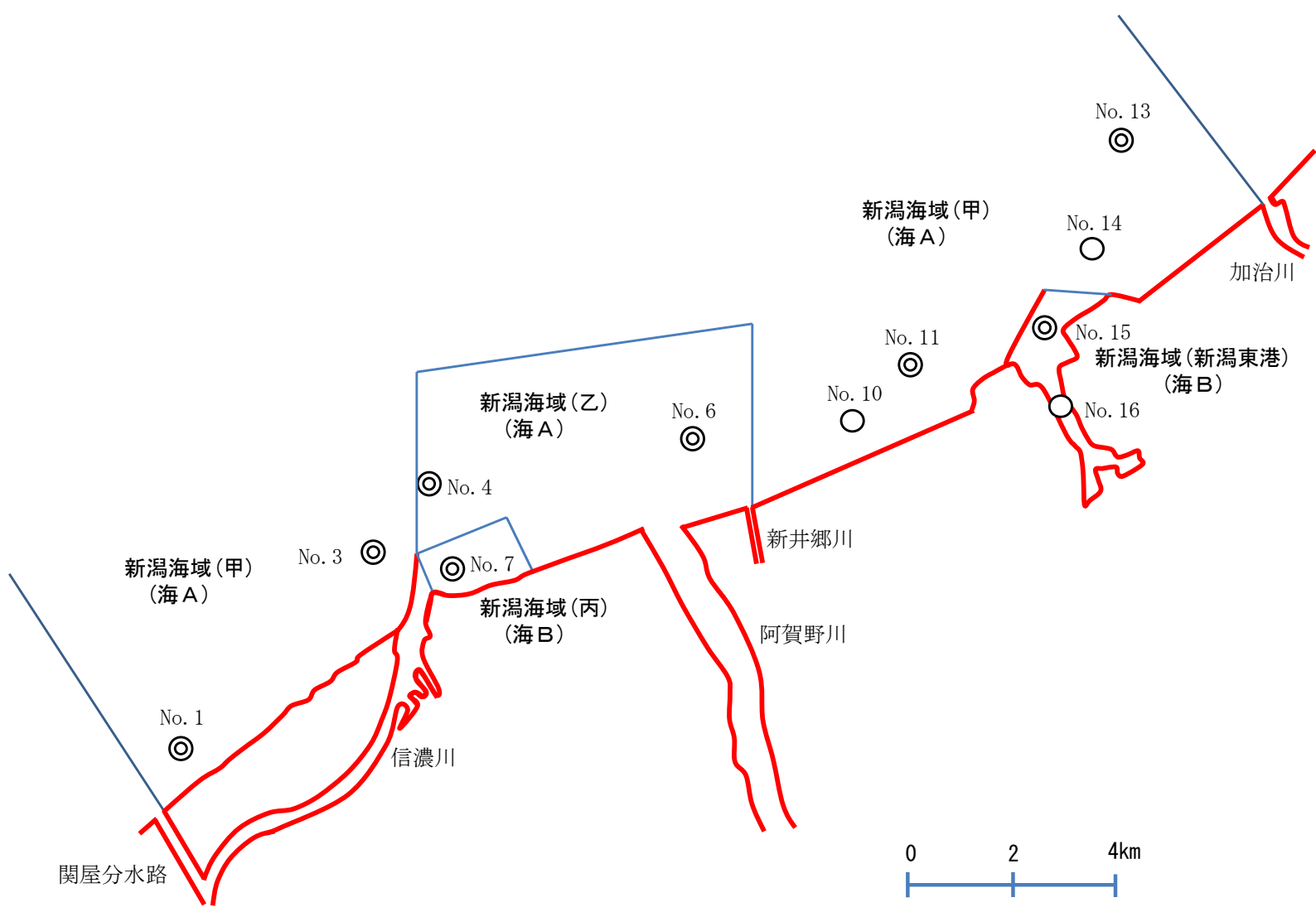
千福橋

千福橋

千福橋

千福橋





3 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38備考11除く)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7除く)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2)に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1(規格34備考1除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	規格 21 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	付表 10 に掲 げる方法	
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

- 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6(備考 3 を除く)に定める方法	規格 46.3(備考 9 を除く)に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 :ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法		
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	付表 14 に掲げる方法	
備考							
1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。							
2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b): 蒸留水について行った空試験値(mL) fNa ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価							
3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6(備考 3 を除く)に定める方法	規格 46.3(備考 9 を除く) に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

5 要監視項目に係る指針値及び測定方法

項 目	指 針 値	測 定 方 法
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	日本産業規格 K0125の 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	〃
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	〃
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L以下	通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L以下	〃
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003 mg/L以下	〃
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L以下	〃
オ キ シ ン 銅	0.04 mg/L以下	通知付表 2 に掲げる方法
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05 mg/L以下	通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L以下	〃
E P N	0.006 mg/L以下	〃
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008 mg/L以下	〃
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	0.03 mg/L以下	〃
イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008 mg/L以下	〃
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	—	〃
ト ル エ ン	0.6 mg/L以下	日本産業規格 K0125の 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キ シ レ ン	0.4 mg/L以下	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ニ ッ ケ ル	—	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L以下	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
ア ン チ モ ン	0.02 mg/L以下	通知 2 付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	通知 2 付表 1 に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	通知 2 付表 2 に掲げる方法
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウ ラ ン	0.002 mg/L以下	通知 2 付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下 (暫定) [※]	通知 3 付表 1 に掲げる方法

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする

通知:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について

(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)

通知2:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)

通知3:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について

(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)

規格:日本産業規格K0102

○水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水域	類型	指 針 値	測定方法
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下	日本産業規格K0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法) 5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特A	0.006 mg/L以下	
		生物B	3 mg/L以下	
		生物特B	3 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.8 mg/L以下	
		生物特A	0.8 mg/L以下	
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下	通知4付表1に掲げる方法
		生物特A	0.01 mg/L以下	
		生物B	0.08 mg/L以下	
		生物特B	0.01 mg/L以下	
	海 域	生物A	2 mg/L以下	
		生物特A	0.2 mg/L以下	
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下	通知4付表2に掲げる方法
		生物特A	1 mg/L以下	
		生物B	1 mg/L以下	
		生物特B	1 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.3 mg/L以下	
		生物特A	0.03 mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下	通知5付表1に掲げる方法
		生物特A	0.0007 mg/L以下	
		生物B	0.004 mg/L以下	
		生物特B	0.003 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.0009 mg/L以下	
		生物特A	0.0004 mg/L以下	
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下	通知5付表2に掲げる方法
		生物特A	0.02 mg/L以下	
		生物B	0.02 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.1 mg/L以下	
		生物特A	0.1 mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下	通知5付表3に掲げる方法
		生物特A	0.003 mg/L以下	
		生物B	0.03 mg/L以下	
		生物特B	0.02 mg/L以下	
	海 域	生物A	0.02 mg/L以下	
		生物特A	0.01 mg/L以下	

通知4：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)

通知5：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

(平成25年3月27日付け環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知)

6 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

○河川

<一般項目(BOD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	信濃川中流	県境から中ノ口川合流点まで	A	ロ	S46.5.25閣議決定
	信濃川下流	中ノ口川合流点より下流	A	イ	S46.5.25閣議決定 H15.3.27環境省告示
	中津川上流	穴藤ダムより上流	AA	イ	S46.5.25閣議決定
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	A	イ	S46.5.25閣議決定
	清津川	全域	AA	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	AA	イ	S46.5.25閣議決定
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	A	イ	S46.5.25閣議決定
	三国川	六日町大字清水瀬字入山622番の1地先より下流	A	イ	S53.4.28県告示
	宇田沢川	全域	A	イ	S53.4.28県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	A	イ	S53.4.28県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	A	イ	S53.4.28県告示 (H16.1.16一部改正)
	破間川	全域	A	イ	S53.4.28県告示
	洸海川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定
	黒川	黒川放水路を含む全域	B	イ	H14.3.19県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	A	イ	S53.4.28県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	B	イ	S53.4.28県告示
	刈谷田川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
	五十嵐川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	加茂川上流	八幡橋より上流	A	イ	S61.4.25県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	B	イ	S61.4.25県告示
	能代川	全域	B	ロ	S46.5.25閣議決定
	小阿賀野川	全域	A	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	中ノ口川	全域	A	ロ	S46.5.25閣議決定
	西川上流	善光寺橋より上流	A	ロ	S46.5.25閣議決定
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	B	ロ	S46.5.25閣議決定
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	D	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	C	ハ	S51.4.22県告示 (S61.4.25一部改正) (R5.3.24一部改正)
	栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	E	ハ	S46.5.25閣議決定 R 5.3.24県告示
	放水路		A	ロ	S46.5.25閣議決定

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
阿賀野川	阿賀野川(4)	新郷ダムより下流	A	イ	S48.3.31環境庁告示
	常浪川	全域	AA	イ	S51.4.22県告示
	新谷川	全域	AA	イ	S51.4.22県告示
	都辺田川	全域	A	イ	S51.4.22県告示
	早出川	全域	AA	イ	S51.4.22県告示
	安野川	全域	A	ロ	S51.4.22県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	B	ハ	S51.4.22県告示
	新井郷川上流	潟口橋から旧加治川合流点まで	B	イ	S51.4.22県告示 (H16.1.16一部改正) (R6.3.22一部改正)
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	C	ハ	S51.4.22県告示
	新発田川	住吉橋より下流	C	イ	S51.4.22県告示
関川	関川上流	一之橋より上流	AA	イ	S46.5.25閣議決定
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	A	イ	S46.5.25閣議決定
	関川下流	渋江川合流点より下流	A	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	AA	イ	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	B	イ	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	AA	イ	S52.4.30県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	A	イ	S52.4.30県告示
	保倉川上流	飯田川合流点より上流	A	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示 (R6.3.22一部改正)
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	B	イ	S46.5.25閣議決定 H16.1.16県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	A	イ	S52.4.30県告示
飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	A	イ	S52.4.30県告示 (R5.3.24一部改正)	
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	A	イ	S54.4.13県告示
三面川	三面川	全域	A	イ	S52.4.30県告示
	高根川	全域	A	イ	S52.4.30県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	AA	イ	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
	荒川下流	旭橋より下流	AA	イ	S49.4.1県告示 (H16.1.16一部改正)
胎内川	胎内川上流	高野橋より上流	AA	イ	S48.4.20県告示 (H22.3.9一部改正) (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
	胎内川下流	高野橋より下流	A	イ	S48.4.20県告示 (H16.1.16一部改正) (R5.3.24一部改正)
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	B	イ	S53.4.28県告示
加治川	加治川	全域	A	イ	S53.4.28県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
新川	大通川	全域	C	ロ	S46.5.25閣議決定
	新川	全域	C	ロ	S46.5.25閣議決定
新島崎川	新島崎川水域	全域	B	イ	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
郷本川	郷本川水域	全域	B	イ	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
島崎川	島崎川水域	全域	C	イ	S51.4.22県告示 (S62.3.31一部改正)
鯖石川	鯖石川	全域	A	イ	S49.4.1県告示 (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
鵜川	鵜川	全域	A	イ	S49.4.1県告示 (R5.3.24一部改正) (R6.3.22一部改正)
柿崎川	柿崎川	全域	A	イ	S51.4.22県告示 (H16.1.16一部改正) (R6.3.22一部改正)
	吉川	全域	B	イ	S51.4.22県告示
名立川	名立川	全域	A	イ	H16.3.26県告示
能生川	能生川	全域	A	イ	S51.4.22県告示
早川	早川	全域	A	イ	S51.4.22県告示
青海川	青海川	御幸橋より下流	C	イ	S53.4.28県告示 (H16.1.16一部改正)
姫川	姫川	県境より下流	AA	イ	S51.4.22県告示
国府川	国府川	全域	B	イ	S52.4.30県告示 (H1.3.10一部改正)

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	信濃川(1)	長生橋より上流に限る	生物A	イ	H22.9.24環境省告示
	信濃川(2)	長生橋より下流に限る	生物B	イ	H22.9.24環境省告示
	中津川上流	県境から穴藤ダムまで	生物A	イ	H25.3.12県告示
	中津川下流	穴藤ダムから信濃川合流点まで	生物A	イ	H25.3.12県告示
	清津川上流	水無川合流点より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	清津川下流	水無川合流点から信濃川合流点まで	生物A	イ	H25.3.12県告示
	魚野川上流	大源太川合流点より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	魚野川下流	大源太川合流点より下流	生物A	イ	H25.3.12県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	三国川	南魚沼市清水瀬字入山622番の1地先より下流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	宇田沢川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	佐梨川上流	小平沢橋より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	佐梨川下流	小平沢橋から魚野川合流点まで	生物A	イ	H25.3.12県告示
	破間川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	渋海川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	黒川	黒川放水路を含む全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	猿橋川上流	霞橋より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	猿橋川下流	霞橋から信濃川合流点まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	刈谷田川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	五十嵐川上流	三条市上水道取水点より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	五十嵐川下流	三条市上水道取水点から信濃川合流点まで	生物A	イ	H25.3.12県告示
	加茂川上流	八幡橋より上流	生物A	イ	H25.3.12県告示
	加茂川下流	八幡橋直下流から信濃川合流点まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	能代川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	小阿賀野川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	中ノ口川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	西川上流	善光寺橋より上流	生物B	イ	H25.3.12県告示
	西川下流	善光寺橋から信濃川合流点まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	通船川	旧木戸閘門から信濃川合流点まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
栗ノ木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	生物B	イ	H25.3.12県告示	
栗ノ木川下流	竹尾揚水機より下流	生物B	イ	H25.3.12県告示 (R5.3.24一部改正)	
放水路		生物B	イ	H25.3.12県告示	
阿賀野川	阿賀野川上流	早出川合流点より上流に限る。ただし、大川ダム貯水池(若郷湖)(全域)を除く	生物A	イ	H22.9.24環境省告示
	阿賀野川下流	早出川合流点より下流に限る	生物B	イ	H22.9.24環境省告示
	常浪川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	新谷川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	都辺田川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	早出川	全域	生物A	イ	H25.3.12県告示
	安野川	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
	福島潟	高橋から潟口橋まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	新井郷川上流	潟口橋から新井郷川排水機場まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	新井郷川中流	新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで	生物B	イ	H25.3.12県告示
	新井郷川下流	旧加治川合流点より下流	生物B	イ	H25.3.12県告示
	新発田川	住吉橋より下流	生物B	イ	H25.3.12県告示
関川	関川上流	一之橋より上流	生物A	イ	H23.3.15県告示
	関川中流	一之橋から渋江川合流点まで	生物A	イ	H23.3.15県告示

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
関川	関川下流	渋江川合流点より下流	生物B	イ	H23.3.15県告示
	渋江川上流	県道西野谷二本木停車場線との交点より上流	生物A	イ	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	渋江川下流	県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで	生物A	イ	H23.3.15県告示 (R5.3.24一部改正)
	矢代川上流	瀬渡橋より上流	生物A	イ	H23.3.15県告示
	矢代川下流	瀬渡橋から関川合流点まで	生物A	イ	H23.3.15県告示
	保倉川上流	保倉川橋より上流	生物A	イ	H23.3.15県告示
	保倉川中流	保倉川橋から飯田川合流点まで	生物B	イ	H23.3.15県告示
	保倉川下流	飯田川合流点より下流	生物B	イ	H23.3.15県告示
	飯田川上流	川浦橋より上流	生物A	イ	H23.3.15県告示
	飯田川下流	川浦橋から保倉川合流点まで	生物B	イ	H23.3.15県告示
大川	大川	中継川及び小俣川を含む全域	生物A	イ	H22.3.9県告示
三面川	三面川(1)	昭和38年農林水産省告示第1043号に掲げる河口から種川分岐点までの水域	生物特A	イ	H21.3.3県告示
	三面川(2)	種川分岐点から上流全域	生物A	イ	H21.3.3県告示
	高根川	全域	生物A	イ	H21.3.3県告示
荒川	荒川中流	県境から旭橋まで	生物A	イ	H26.3.18県告示
	荒川下流	旭橋より下流	生物A	イ	H26.3.18県告示
胎内川	胎内川上流	胎内川頭首工から上流	生物A	イ	H22.3.9県告示
	胎内川中流	胎内川頭首工から高野橋まで	生物A	イ	H22.3.9県告示
	胎内川下流	高野橋から下流	生物A	イ	H22.3.9県告示
落堀川	落堀川	舟戸川を含む全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
加治川	加治川	全域	生物A	イ	H22.3.9県告示
新川	大通川	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
	新川	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
新島崎川	新島崎川水域	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
郷本川	郷本川水域	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
島崎川	島崎川水域	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示
鯖石川	鯖石川上流	小坂橋より上流	生物A	イ	H26.3.18県告示
	鯖石川中流	小坂橋から豊田橋まで	生物B	イ	H26.3.18県告示
	鯖石川下流	豊田橋より下流	生物B	イ	H26.3.18県告示
鵜川	鵜川上流	御幸橋より上流	生物A	イ	H26.3.18県告示
	鵜川下流	御幸橋より下流	生物B	イ	H26.3.18県告示
柿崎川	柿崎川上流	吉川合流点より上流	生物A	イ	H24.3.6県告示
	柿崎川下流	吉川合流点より下流	生物B	イ	H24.3.6県告示
	吉川	全域	生物B	イ	H24.3.6県告示
名立川	名立川	全域	生物A	イ	H24.3.6県告示
能生川	能生川	全域	生物A	イ	H24.3.6県告示
早川	早川	全域	生物A	イ	H24.3.6県告示
青海川	青海川	御幸橋より下流	生物B	イ	H24.3.6県告示
姫川	姫川	県境より下流	生物A	イ	H24.3.6県告示
国府川	国府川	全域	生物B	イ	H26.3.18県告示

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○湖沼

<一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	湖沼B	ロ	S46.5.25閣議決定
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域	湖沼A	イ	S51.4.22県告示

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	生物B	イ	H25.3.12県告示
阿賀野川	奥只見貯水池	新潟県の水域	生物A	イ	H24.3.6県告示

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○海域

<一般項目(COD等)>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
新潟海域	新潟海域(甲)	別記1参照	海域A	イ	S50.6.6県告示
	新潟海域(乙)	別記2参照	海域A	ロ	S50.6.6県告示
	新潟海域(丙)	別記3参照	海域B	イ	S50.6.6県告示
	新潟海域(新潟東港)	別記4参照	海域B	イ	S61.4.25県告示
弥彦・米山地先海域	弥彦・米山地先海域(弥彦地先)	別記11参照	海域A	イ	S53.4.28県告示 (H 3. 3.26、H26.3.14 一部改正)
	弥彦・米山地先海域(米山地先)	別記12参照	海域A	イ	S53.4.28県告示 (H 3. 3.26、H26.3.14 一部改正)
直江津海域	直江津海域	別記5参照	海域A	イ	S50.6.6 県告示
西頸城地先海域	西頸城地先海域	別記13参照	海域A	イ	S53.4.28県告示 (H3.3.26一部改正)
両津湾	両津湾(甲水域)	別記6参照	海域A	イ	S52.4.30県告示 (H10. 3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(乙水域)	別記7参照	海域B	イ	S54.4.13県告示 (H10. 3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
	両津湾(丙水域)	別記8参照	海域B	イ	S54.4.13県告示 (H10. 3.24一部改正) (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照	海域A	イ	S52.4.30県告示 (H12.3.10一部改正)
小木港	小木港	別記10参照	海域A	イ	S52.4.30県告示 (H 3. 3.26一部改正)
県北海域	県北海域	別記14参照	海域A	イ	H3.4.2県告示

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

<窒素、磷に係る項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
両津湾	両津港	別記7参照	海域Ⅱ	イ	H10.3.24県告示
	加茂湖	別記8参照	海域Ⅱ	イ	H10.3.24県告示 (R5.3.24一部改正)
真野湾	真野湾	別記9参照	海域Ⅰ	イ	H12.3.10県告示

注) 達成期間の「イ」とは直ちに達成、「ロ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ハ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

○別記

1 新潟海域(甲) 関屋分水路右岸端から加治川河口左岸端に至る陸岸の地先海域であって、新潟海域(乙)、新潟海域(丙)及び新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る部分を除いたもの
2 新潟海域(乙) 信濃川西防波堤先端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、新井郷川河口右岸端と同端から北4,000メートルの地点を結ぶ直線、前二直線の先端を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域であって、新潟海域(丙)に係る部分を除いたもの
3 新潟海域(丙) 海岸線上における新潟市船江町1丁目と2丁目の境界地点と同地点から北北西1,500メートルの地点を結ぶ直線、同直線先端と信濃川西防波堤先端を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域
4 新潟海域(新潟東港) 新潟東港西防波堤先端と新潟東港東埋立地角とを結ぶ直線より内陸部に係る海域
5 直江津海域 岩戸川河口右岸端から新堀川河口左岸に至る陸岸の地先海域
6 両津湾(甲水域) 金剛山三角点(965メートル)から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びに加茂湖の海域を除く。
7 両津湾(乙水域)・両津港 両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域
8 両津湾(丙水域)・加茂湖 加茂湖
9 真野湾 田切須崎と台ヶ鼻を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海面
10 小木港 城山山頂(北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒)を中心として1,800メートルの半径を有する円内の海面
11 弥彦・米山地先海域(弥彦地先) 関屋分水路右岸端から相場川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
12 弥彦・米山地先海域(米山地先) 相場川左岸端から新堀川河口左岸端に至る陸岸の地先海域
13 西頸城地先海域 岩戸川河口右岸端から富山県との境界である境川河口の地点に至る陸岸の地先海域
14 県北海域 加治川河口左岸端から山形県との境界地点に至る陸岸の地先海域

7 水銀関連監視調査結果（令和6年度）

河川底質等調査結果等

単位：ppm(底質)、mg/L(水質)

水系	地 点	分析項目	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		備 考
関川	泉 橋	底質 総水銀	-		5/8	0.07	-		-		8/1	0.08	-		-		11/6	0.08	-		-		欠測		-		採泥、分析 ：上越環境センター
	渋江川橋		-		5/8	0.04	-		-		8/1	0.09	-		-		11/6	0.06	-		-				3/5	0.05	〃
	広島橋		-		5/8	0.15	-		-		8/1	0.10	-		-		11/6	0.09	-		-				3/5	0.09	〃
	稲田橋		-		5/22	0.06	-		-		8/1	0.07	-		-		11/6	0.03	-		-		2/12	0.06	-		採泥、分析 ：北陸地方整備局
	直江津橋		-		5/22	0.10	-		-		8/1	0.15	-		-		11/6	0.07	-		-		2/12	0.07	-		〃
	吉野橋		-		5/8	0.03	-		-		8/1	0.07	-		-		11/6	0.05	-		-		2/17	0.04	-		採泥、分析 ：上越市
	三分一橋		-		5/8	0.03	-		-		8/1	0.05	-		-		11/6	0.03	-		-		2/5	0.04	-		〃
	古城橋		-		5/22	0.06	-		-		8/1	0.02	-		-		11/6	0.03	-		-		2/12	0.02	-		採泥、分析 ：北陸地方整備局
	新箱井橋	-		5/8	0.04	-		-		8/1	0.04	-		-		11/6	0.04	-		-		2/5	0.06	-		採泥、分析 ：上越市	
	白田切橋	水質	総水銀	4/17	0.014	< 0.0005	< 0.0005	0.0006	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	採泥(水)、分析 ：上越環境センター
			アルキル水銀	< 0.0005	5/8	-	6/5	-	7/17	< 0.0005	8/8	-	9/4	-	10/2	-	11/6	-	12/4	-	1/15	-	2/19	-	3/5	-	〃
			pH	3.9	4.4	6.1	4.4	6.5	7.0	7.3	6.4	6.8	7.1	6.9	7.1	〃											
			SS	1200	40	48	48	71	36	33	33	25	28	47	46	〃											
	蔵々発電所	底質 総水銀	-		5/8	3.65	-		-		8/8	2.16	-		-		11/6	3.02	-		-		欠測		-		〃
			-		-		-		-		8/8	0.29	-		-		-		-		-		-		-		〃
-			5/8	0.15	-		-		8/8	0.08	-		-		11/6	0.18	-		-		-		3/5	0.11	〃		
-			5/8	0.07	-		-		8/8	0.02	-		-		11/6	0.05	-		-		欠測		-		〃		
-			5/8	0.51	-		-		8/8	1.08	-		-		11/6	0.71	-		-		-		3/5	0.74	〃		
-			5/8	0.04	-		-		8/8	0.06	-		-		11/6	0.01	-		-		2/19	0.02	-		〃		
阿賀野川	底質 総水銀	-		5/8	< 0.01	-		-		8/1	< 0.01	-		-		11/6	< 0.01	-		-		-		3/5	< 0.01	採泥：新発田環境センター 分析：保健環境科学研究所	
		-		5/8	0.01	-		-		8/1	0.01	-		-		11/6	0.01	-		-		-		3/5	< 0.01	〃	
		-		5/8	0.02	-		-		8/1	0.02	-		-		11/6	0.02	-		-		-		3/5	0.02	採泥、分析 ：北陸地方整備局	
		-		5/8	< 0.01	-		-		8/1	< 0.01	-		-		11/6	< 0.01	-		-		-		3/5	< 0.01	〃	
		-		5/8	< 0.01	-		-		8/1	< 0.01	-		-		11/6	< 0.01	-		-		-		3/5	< 0.01	〃	
		-		5/8	0.03	-		-		8/1	0.03	-		-		11/6	0.03	-		-		-		3/5	0.04	採泥：新発田環境センター 分析：保健環境科学研究所	

※底質中のアルキル水銀は検出されず。(検出限界：0.01ppm)

8 海水浴場水質調査結果(令和6年度)

(1)開設前調査

		調査月日	pH		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	判定
			最小	最大					
栗島浦村	内浦	4/22, 5/15	8.1	8.3	2未満	2.2	1以上	なし	水質B
村上市	今川	5/10, 5/15	8.1	8.1	2未満	1.3	1以上	なし	水質AA
	瀬波温泉	5/10, 5/15	8.1	8.2	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
胎内市	村松浜	4/23, 25	8.0	8.1	17	2.0	1以上	なし	水質A
新発田市	藤塚浜	4/23, 4/24	8.1	8.2	2未満	1.9	1以上	なし	水質AA
聖籠町	網代浜	4/23, 4/25	8.0	8.2	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
新潟市	島見浜	4/30, 5/12	7.9	8.1	2	2.2	1以上	なし	水質B
	船江町浜	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	2.2	1以上	なし	水質B
	日和山浜	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
	関屋浜	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	1.4	1以上	なし	水質AA
	青山海岸	4/30, 5/12	8.0	8.1	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	内野浜	4/30, 5/12	8.0	8.1	6	2.0	1以上	なし	水質A
	越前浜	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	1.6	0.9	なし	水質AA
	角田浜	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	1.9	0.9	なし	水質AA
	間瀬下山	4/30, 5/12	8.1	8.1	2未満	1.9	0.8	なし	水質AA
	間瀬田ノ浦	4/30, 5/12	8.1	8.1	3	2.0	0.9	なし	水質A
長岡市	野積	4/26, 5/1	8.0	8.0	15	1.7	1以上	なし	水質A
	寺泊中央	4/26, 5/13	8.0	8.1	180	2.2	1以上	なし	水質B
	金山	4/26, 5/22	8.1	8.2	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
	郷本	4/30, 5/1	8.0	8.1	39	2.0	1以上	なし	水質A
出雲崎町	井鼻	5/1, 5/21	8.0	8.1	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
柏崎市	石地	4/8, 4/15	8.0	8.1	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
	大崎	4/8, 4/15	8.0	8.2	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	長浜	4/8, 4/15	8.0	8.1	2未満	1.3	1以上	なし	水質AA
	高浜	4/8, 4/15	8.1	8.2	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	中央	4/8, 4/15	7.9	8.1	2	1.9	1以上	なし	水質A
	番神	4/8, 4/15	8.0	8.1	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
	西番神	4/8, 4/15	8.0	8.1	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
	東の輪	4/8, 4/15	8.1	8.1	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	鯨波	4/8, 4/15	8.1	8.2	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	西鯨波	4/8, 4/15	8.2	8.3	2未満	1.8	1以上	なし	水質AA
	青海川	4/8, 4/15	8.2	8.4	2	2.0	1以上	なし	水質A
	薬師堂	4/8, 4/15	8.2	8.3	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
	上輪	4/8, 4/15	8.1	8.1	2	1.7	1以上	なし	水質A
	笠島	4/8, 4/15	8.1	8.2	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
米山	4/8, 4/15	8.0	8.1	2	2.1	1以上	なし	水質B	
上越市	柿崎中央	4/24, 4/30	8.0	8.2	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	鶉の浜	4/24, 4/30	8.0	8.1	2	1.8	1以上	なし	水質A
	なおえつ	4/24, 4/30	8.0	8.1	10	2.0	1以上	なし	水質A
	たにはま	4/24, 4/30	8.0	8.2	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
糸魚川市	藤崎	4/30, 5/2	8.0	8.1	2未満	1.5	1以上	なし	水質AA
	百川	4/30, 5/2	8.1	8.3	2未満	1.8	1以上	なし	水質AA
	能生	4/30, 5/2	8.0	8.1	2未満	1.6	1以上	なし	水質AA
	大和川	4/30, 5/2	8.1	8.1	2未満	1.4	1以上	なし	水質AA
	糸魚川	4/30, 5/2	8.0	8.1	2未満	1.7	1以上	なし	水質AA
	親不知	4/30, 5/2	8.0	8.1	2未満	1.4	1以上	なし	水質AA
佐渡市	二ツ亀	5/7, 5/13	8.0	8.1	2未満	1.1	1以上	なし	水質AA
	入崎	5/7, 5/13	8.0	8.1	3	0.7	1以上	なし	水質A
	達者	5/7, 5/13	8.0	8.0	38	0.8	1以上	なし	水質A
	佐和田	5/7, 5/13	8.0	8.0	87	1.3	1以上	なし	水質A
	素浜	5/7, 5/13	8.0	8.1	4	1.2	1以上	なし	水質A
	城が浜	5/7, 5/13	8.0	8.1	2	0.9	1以上	なし	水質A
	赤亀・風島なぎさ公園	5/7, 5/13	8.1	8.1	2未満	0.8	1以上	なし	水質AA

(2)開設中調査

		調査月日	pH		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	判定
			最小	最大					
栗島浦村	内浦	8/6, 8/23	8.1	8.1	220	1.7	1以上	なし	水質B
村上市	今川	7/29, 8/1	8.1	8.2	9	1.0	1以上	なし	水質A A
	瀬波温泉	7/29, 8/1	8.0	8.1	6	1.3	1以上	なし	水質A A
胎内市	村松浜	8/2, 5	8.2	8.3	19	3.2	1以上	なし	水質B
新発田市	藤塚浜	8/2, 8/5	8.3	8.4	12	3.4	1以上	なし	水質B
新潟市	網代浜	8/2, 8/5	8.2	8.6	<2	3.4	1以上	なし	水質B
	島見浜	7/22, 29	8.2	8.3	5	3.7	0.5	なし	水質B
	船江町浜	7/22, 29	8.0	8.2	8	2.9	1以上	なし	水質B
	日光山浜	7/22, 29	8.1	8.1	2	1.9	1以上	なし	水質A
	関屋浜	7/22, 29	8.1	8.1	2	2.0	1以上	なし	水質A
	青山海岸	7/22, 29	8.1	8.2	3	2.7	0.8	なし	水質B
	内野浜	7/29, 8/8	8.0	8.2	21	2.3	0.9	なし	水質B
	越前浜	7/22, 29	8.1	8.2	5	2.1	0.7	なし	水質B
	角田浜	7/22, 29	8.1	8.1	7	2.7	0.6	なし	水質B
	間瀬下山	7/22, 29	8.1	8.1	3	2.1	0.8	なし	水質B
	間瀬田ノ浦	7/29, 8/8	8.1	8.1	<2	2.2	0.9	なし	水質B
	長岡市	野積	8/01, 8/08	8.1	8.2	32	2.6	1以上	なし
寺泊中央		8/01, 8/08, 8/22	8.0	8.3	350	3.7	0.9	なし	水質B
金山		8/01, 8/08	8.0	8.3	8	1.9	1以上	なし	水質A
郷本		8/01, 8/08	8.1	8.3	73	2.2	1以上	なし	水質B
出雲崎町	井鼻	7/23, 7/31	8.0	8.1	2	1.5	1以上	なし	水質A
柏崎市	石地	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	2.0	1以上	なし	水質A A
	大崎	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	2.0	1	なし	水質A A
	長浜	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	2.0	1以上	なし	水質A A
	高浜	7/22, 7/23	8.1	8.2	3	1.7	1	なし	水質A
	中央	7/22, 7/23	8.1	8.2	27	2.6	1以上	なし	水質B
	番神	7/22, 7/23	8.2	8.2	28	1.8	1以上	なし	水質A
	西番神	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	2.0	1以上	なし	水質A A
	東の輪	7/22, 7/23	8.2	8.2	<2	2.0	1以上	なし	水質A A
	鯨波	7/22, 7/23	8.1	8.2	13	2.4	1	なし	水質A A
	西鯨波	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	1.8	1以上	なし	水質A A
	青海川	7/22, 7/23	8.2	8.2	<2	1.8	1以上	なし	水質A A
	薬師堂	7/14, 7/17	8.2	8.2	<2	1.8	1以上	なし	水質A A
	上輪	7/22, 7/23	8.1	8.2	4	1.8	1	なし	水質B
	笠島	7/22, 7/23	8.1	8.2	<2	1.7	1以上	なし	水質A A
米山	7/22, 7/23	8.2	8.2	5	1.9	1以上	なし	水質A	
上越市	柿崎中央	7/23, 8/2	8.1	8.2	<2	1.1	1以上	なし	水質A A
	鶴の浜	7/23, 8/2	8.1	8.2	<2	1.3	1以上	なし	水質A A
	なおえつ	7/23, 8/2	8.1	8.1	<2	1.5	1以上	なし	水質A A
	たにはま	7/23, 8/2	8.1	8.1	<2	1.5	1以上	なし	水質A A
糸魚川市	藤崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	百川	-	-	-	-	-	-	-	-
	能生	-	-	-	-	-	-	-	-
	大和川	-	-	-	-	-	-	-	-
	糸魚川	-	-	-	-	-	-	-	-
	親不知	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡市	二ツ亀	7/22, 7/31	8.1	8.1	<2	0.8	1以上	なし	水質A A
	入崎	7/22, 7/31	8.1	8.2	<2	0.8	1以上	なし	水質A A
	達者	7/22, 7/31	8.1	8.1	<2	0.8	1以上	なし	水質A A
	佐和田	7/22, 7/31	8.1	8.1	19	1.7	1以上	なし	水質A
	素浜	7/22, 7/31	8.1	8.2	5	1.0	1以上	なし	水質A
	城が浜	7/22, 7/31	8.2	8.2	<2	0.7	1以上	なし	水質A A
	赤亀・風島なぎさ公園	7/22, 7/31	8.2	8.2	<2	0.7	1以上	なし	水質A A

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
 - (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
 - (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

項目区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満 [*]
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
 - (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
 - (2) 油膜が認められたもの。

9 令和6年度ダイオキシン類調査結果

水系	河川名	地点名	水質				底質			調査機関			
			月日	pH	SS (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	月日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)					
						平均値		最大値					
信濃川	信濃川	平成大橋	5/15	7.3	10	1.7	0.62	5/15	2.3	2.3	国交省		
			8/21	7.3	12	0.25		—	—				
			10/16	7.4	23	0.24		—	—				
			1/22	7.2	8	0.30		—	—				
		庄瀬橋	5/17	7.4	13	1.7	1.0	—	—	—			
			8/16	7.4	72	1.9		—	—				
			10/18	7.5	20	0.27		—	—				
			1/17	7.5	8	0.25		—	—				
		旭橋	5/15	7.7	19	0.8	0.47	—	—	—			
			10/16	7.6	10	0.13		—	—				
		猿橋川	宮村橋	7/24	7.1	6	0.62	0.43	—	—		—	県
				10/1	7.4	4	0.23		—	—			
	能代川	結地先（大島橋）	8/28	7.2	21	1.0	0.81	8/28	0.90	1.6	新潟市		
			10/29	7.1	12	0.61		—	—				
	小阿賀野川	新瀬橋	8/28	7.2	17	0.53	0.49	8/28	0.45	1.6			
			10/29	7.1	8	0.45		—	—				
	中ノ口川	西信濃川大橋	8/23	7.8	18	0.37	0.35	8/23	2.7	1.6			
			10/23	7.7	23	0.32		—	—				
	西川	亀貝橋	8/26	7.3	11	0.88	0.59	8/26	11	15			
			11/1	7.5	10	0.30		—	—				
	通船川	山ノ下橋	8/21	7.4	10	0.78	0.45	8/21	24	24			
			10/23	7.3	6	0.11		—	—				
	栗ノ木川	両新橋	8/21	7.5	10	0.37	0.36	8/21	31	31			
			10/23	7.2	7	0.35		—	—				
鳥屋野潟	弁天橋	8/21	7.4	9	0.52	0.30	8/21	5.9	22				
		10/23	7.3	5	0.082		—	—					
渋海川	飯塚橋	9/5	7.8	4	0.30	0.30	—	—	県				
黒川	星殿橋	1/16	7.2	18	0.42	0.42	—	—					
刈谷田川	中西橋	9/5	7.5	5	0.18	0.18	—	—					
三国川	三国川橋	9/12	7.5	1	0.065	0.065	—	—					
阿賀野川	阿賀野川	横雲橋	5/8	7.2	3	0.15	0.15	5/8	0.21	0.21	国交省		
	福島潟	潟口橋	4/23	7.1	13	2.1	1.5	8/21	10	36	新潟市		
			8/21	7.0	12	1.2							
			10/23	7.3	12	1.3							
			1/22	7.2	8	1.2							
	新井郷川	大正橋	4/23	7.3	10	2.0	1.1	8/21	24	32			
			8/21	7.4	6	0.66							
			10/23	7.4	6	0.55							
1/22			7.2	6	1.2								

水系	河川名	地点名	水質					底質			調査機関
			月日	pH	SS (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		月日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)		
						0.55	1.1		0.83	0.83	
阿賀野川	新発田川	東港新橋	8/6	6.8	3	0.55	0.83	—	—	—	県
			11/19	6.9	4	1.1					
新島崎川	新島崎川	初君橋	8/13	7.5	18	0.91	0.83	—	—	—	
			11/14	7.6	6	0.32					
関川	関川	直江津橋	5/22	7.5	11	4.7	2.5	5/22	2.9	2.9	国交省
			10/2	7.7	12	0.31		—	—		
		稲田橋	5/22	7.8	7	3.2	1.6	—	—	—	
			10/2	7.9	3	0.097		—	—		
	洩江川	中川新道橋	10/1	7.9	2	0.17	0.17	10/1	1.3	1.3	県
			8/5	7.8	3	0.86	1.1	—	—	—	
	矢代川	新箱井橋	12/5	7.6	5	1.3					
			保倉川	古城橋	5/22	7.4	25	3.6	1.9	—	—
10/2	7.6	10			0.22	—	—				
荒川	荒川	旭橋下流	5/22	7.2	3	0.090	0.090	5/22	0.68	0.68	
胎内川	胎内川	胎内大橋	7/24	7.1	1	0.090	0.090	7/24	0.62	0.62	県
落堀川	落堀川	藤村橋	8/6	6.8	3	0.41	0.91	—	—	—	
			11/19	6.8	8	1.4					
新川	大通川	大通橋	8/23	7.4	20	0.67	0.41	8/23	0.8	4.6	新潟市
			10/25	7.3	7	0.14					
	新川	槇尾大橋	8/23	7.3	10	0.63	0.49	8/23	14	28	
			10/25	7.3	13	0.35					
青海川	青海川	市道青海川橋	12/11	8.0	4	0.19	0.19	—	—	—	県
姫川	姫川	山本地先	5/8	7.9	11	0.34	0.34	5/8	0.21	0.21	国交省

特定施設 番号 (注1)	排水量 50m ³ /日以上		排水量 50m ³ /日未満				基準適用 事業場数	特定事業場数
	非有害 (注2)	有害 (注3)	非有害	T-Cr (注4)	両津湾 (注5)	鳥屋野潟 (注6)		
51	0	0	1	0	0	0	0	1
51の2	0	0	0	0	0	0	0	0
51の3	0	0	0	0	0	0	0	0
52	0	0	1	0	0	0	1	2
53	0	4	8	0	0	0	4	16
54	2	0	109	11	0	0	0	111
55	8	0	110	28	0	0	0	118
56	0	0	0	0	0	0	0	0
57	0	0	0	0	0	0	0	0
58	0	0	2	0	0	0	0	2
59	5	0	17	1	0	0	0	22
60	17	0	49	5	0	0	0	66
61	3	2	5	0	0	0	1	11
62	0	1	1	0	0	0	3	5
63	4	10	56	14	0	0	58	128
63の2	0	0	1	0	0	0	0	1
63の3	0	0	0	0	0	0	0	0
64	0	0	0	0	0	0	0	0
64の2	20	0	9	1	0	0	0	29
65	12	31	174	26	0	0	80	297
66	2	16	7	1	0	0	45	70
66の2	0	0	0	0	0	0	0	0
66の3	129	0	2,607	39	2	3	0	2,736
66の4	10	0	30	0	0	0	0	40
66の5	14	0	23	1	0	0	0	37
66の6	36	0	77	2	0	0	0	113
66の7	3	0	7	0	0	0	0	10
66の8	0	0	7	0	0	0	0	7
67	12	0	441	2	0	0	63	516
68	0	0	153	0	0	0	11	164
68の2	6	1	20	1	0	0	3	30
69	3	0	0	0	0	0	0	3
69の2	1	0	2	0	0	0	0	3
70	1	0	0	0	0	0	0	1
70の2	1	0	20	10	0	0	0	21
71	3	0	867	2	0	0	1	871
71の2	4	5	68	7	0	0	64	141
71の3	2	0	27	4	0	0	0	29
71の4	3	1	11	6	0	0	1	16
71の5	0	1	0	0	0	0	123	124
71の6	0	0	0	0	0	0	1	1
72	235	4	31	0	0	0	0	270
73	85	0	1	0	0	0	0	86
74	13	2	10	7	0	0	0	25
条1	0	0	1	1	0	0	0	1
条2	0	0	0	0	0	0	0	0
条3	0	0	1	0	0	0	0	1
条4	2	0	5	0	0	0	0	7
特定事業場(1項、2 項及び条例)合計	784	96	6,963	197	3	3	477	8,320
3項 有害物質使用 特定施設								15
3項 有害物質貯蔵 指定施設のみ								11
総数								8,346

注1) 2種類以上の特定施設を有する特定事業場については、代表的な特定施設に計上した。

注2) 「非有害」とは、有害物質の使用、製造もしくは処理を行わない特定事業場をいう。

注3) 「有害」とは、有害物質の使用、製造もしくは処理を行う特定事業場をいう。

注4) 「T-Cr」とは、1日当たりの平均的な排水量が10m³以上50m³未満の、クロム含有量の上乗せ排水基準が適用される特定事業場をいう。

注5) 「両津湾」とは、1日当たりの平均的な排水量が30m³以上50m³未満の、両津湾水域に排出する特定事業場をいう。

注6) 「鳥屋野潟」とは、1日当たりの平均的な排水量が30m³以上50m³未満の、鳥屋野潟水域に排出する特定事業場をいう。

注7) 「T-Cr」、「両津湾」、「鳥屋野潟」の特定事業場数は「非有害」の内数である。

注8) 「T-Cr」と「両津湾」もしくは「鳥屋野潟」の双方に係る特定事業場は、「両津湾」もしくは「鳥屋野潟」の事業場として集計している。

注9) 「基準適用事業場」は、排水量が50m³/日以上の「有害」「非有害」と排水量50m³/日未満の「T-Cr」「両津湾」「鳥屋野潟」「有害」の和としている。

